

# 「化学物質管理者および保護具着用管理責任者」安衛則改正に伴う関連商品

## 保護具着用管理責任者の選任と周知が義務付けられました

—— 令和6年4月1日 施行(令和4年厚生労働省令91号「安衛則等の一部改正」) ——

化学物質・作業環境の管理体制が強化され、化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任が義務付けられました。併せてその氏名を見やすく掲示する等により、関係労働者に周知しなければなりません。

### 保護具着用管理責任者の職務

## 保護具着用 管理責任者の職務

- リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具に関して必要な教育を受けた保護具着用管理責任者(安衛則12の6-1)を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。  
(ア) 保護具の適正な選択に関すること。  
(イ) 労働者の保護具の適正な使用に関すること。  
(ウ) 保護具の保守管理に関すること。  
(エ) 特化則・有機則・鉛則・四アルキル鉛則・粉じん則が規定する、第三管理区分に区分された場所における措置のうち、呼吸用保護具に関すること。  
(オ) 第三管理区分場所における作業主任者の職務(呼吸用保護具に関する事項)について必要な指導を行うこと。
- 化学物質管理者の下、保護具着用管理責任者は、呼吸用保護具を着用する労働者に対し、作業環境中の有害物質の種類、発散状況、濃度、ばく露の危険性等について教育を行うこと。また、呼吸用保護具の適正な装着方法、使用方法及び顔面と面体の密着性の確認方法について十分な教育や訓練を行うこと。
- 安衛則第577条の2第11項に基づく有害物質のばく露の状況の記録を把握させ、ばく露の状況を踏まえた呼吸用保護具の適正な保守管理を行うこと。

管理責任者名

**93-H** 450×300/SCボード(1mm厚)/穴4ヶ所(φ4)

### 化学物質管理者の職務

## 化学物質管理者の職務

(リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場における化学物質の管理に係る技術的事項の管理)

- ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付及び通知に関すること。
- リスクアセスメント(RA)の実施に関すること。
- リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存・周知に関すること。  
(RA対象物の名称・業務の内容・RAの結果・RAに基づく労働者の危険又は健康障害防止のための措置)
- リスクアセスメントの結果等に基づき講じたばく露防止措置等の状況・労働者のばく露状況・労働者の氏名並びに作業概要・ばく露防止措置等に対する関係労働者の意見の聴取状況についての、記録の作成及び保存・周知に関すること。
- 1.~4.の事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

管理者氏名

**92-G** 450×300/SCボード(1mm厚)/穴4ヶ所(φ4)

### 短冊形標識 360×120/SCボード(1mm厚)/穴2ヶ所(φ4)



**326-B**



**327**

### ヘアリア腕章 90×390/ヘアリア製合成皮革(1mm厚)/安全ピン・ヒモ付



**709-A**



**709-B**

### ヘルメット用ステッカー



**814-A** 30×70  
PET(銀地)ステッカー



**814-B** 25×70/ステッカー